様式第37号（第15条関係）

|  |
| --- |
| 　　年　　月　　日　納税者住所氏名（名称）　　　　　様丸亀市長　　　　　　　　　納期限変更告知書地方税法第13条の２の規定により繰上徴収するため、次のとおり納期限を変更します。記 |
| 義務者）（特別徴収納税者 | 住所（所在地） |  |
| 氏名（名称） |  |
| 納期限変更等の内訳 | 年度 | 税目 | 期別 | 税額(円) | 変更以前の納期限 | 変更した納期限 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| る理由変更す |  |  |  |  |  |  |  |

備考　地方税法第13条の２第１項に規定する次の各号のいずれかに該当することにより、地方団体の徴収金がその納期限においてその全額を徴収できないと認められるものについて、その納期限前において、繰上徴収する。

１　納税者又は特別徴収義務者の財産につき、滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売企業担保権の実行手続又は破産手続が開始されたとき。

２　納税者又は特別徴収義務者につき相続があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。

３　法人である納税者又は特別徴収義務者が解散をしようとするとき、又は解散したとき。

４　納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めないで当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないこととなるとき。

５　納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。

注　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

　　　　　処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　　　　　処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。